

第4章

計画的な地域福祉の推進

第1節 区市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援

【現状と課題】

- 社会福祉法の改正により、平成30年4月から、区市町村地域福祉計画の策定が努力義務となっており、都内においては、平成29年4月時点で、52区市町村が地域福祉計画を策定済みです。

- また、改正社会福祉法では、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努め、区市町村地域福祉計画に記載することで、計画的な体制整備を図ることとされました。

- 都内の多くの区市町村が、今後、地域福祉計画の新規策定や改定を予定しており、その際には、包括的な支援体制の整備や生活困窮者自立支援制度を計画に位置付けるなど、計画的な地域福祉の推進のための新たな対応が求められています。

- 計画「策定済み」の区市町村の中には、社会福祉協議会との連携を図るため、地域福祉活動計画と地域福祉計画の計画期間を合わせているところや、法定計画との整合性を図るため、地域福祉計画の改定年度を1年遅らせるといった工夫をしているところがあります。一方、法定計画との差別化が難しい、アウトカム指標の設定が難しい等といった課題も挙げられています。

【取組の方向性】

- 都内の区市町村による、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉の推進を支援するため、学識経験者や区市町村、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進行管理を行います。

- 区市町村による地域福祉計画の策定状況や、計画に基づく地域福祉の推進に係る現状を把握・分析した上で、地域福祉を推進するための施策を検討します。

- 先進的な取組事例の紹介や、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う機会を設け、地域福祉計画の普及推進を図ります。

第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）

- この計画の進捗による施策効果の把握・分析・評価を行うため、目標となる指標を設定します。
- これらの指標等を活用し、PDCA サイクルを繰り返しながらこの計画の進行管理を行うとともに、東京都地域福祉支援計画の改定につなげていきます。

<評価指標>

項目	現状	目標
地域福祉計画を策定している区市町村数	52 区市町村 (平成 29 年 4 月)	増やす
地域福祉計画に基づき社会福祉法第 106 条の 3 に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数	36 区市町村 (平成 29 年 4 月)	増やす
生活支援コーディネーターの配置	51 自治体 (平成 29 年 6 月)	全 62 区市町村
協議体の設置	40 自治体 (平成 29 年 6 月)	全 62 区市町村
地域における多世代交流拠点の整備	整備推進に向けた方針を検討中	全 62 区市町村
成年後見制度による都内申立実績	5,076 件 (平成 28 年度)	増やす
都内の介護労働者の離職率	14.9% (平成 28 年度)	減少
福祉サービスの第三者評価受審件数	受審件数 2,970 件 (平成 28 年度)	増やす

おわりに
東京の未来に向けて

- この計画は、都が社会福祉法に基づき初めて策定した地域福祉支援計画です。この計画の期間は、平成 30 年度からの 3 年間としていますが、これをスタート地点として、計画の PDCA サイクルを繰り返しながら、より高い次元へと、不断の取組を続けていくことが必要です。
- 都は、今後、次のような視点や課題を意識しながら、地域の様々な関係者や、区市町村との連携を深め、検討と実践を積み重ねながら、計画の質を高め、地域共生社会の実現に向けて前進していきます。

(地域の実情の把握)

- 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、場所によって大きく異なります。
- 地域を更に細かく見ていくと、高層マンションの建設が続き若年層の流入が進んでいる地域や、古くからの木造住宅が密集している地域、高度経済成長期に開発・分譲され均質な年齢構成のまま住民の高齢化が進む住宅地、高齢化と過疎化によって生活の維持が困難になっている地域など、様々な特性があります。
- 人と人とのつながりや社会資源、住民の地域への帰属意識や行動範囲など、地域の特性には、動的な要素もあります。
- 施策の立案に当たっては、区市町村が、地域や住民の実情や将来像をよりきめ細かく把握することが重要です。また、区市町村が地域の特性に応じた取組を行えるよう、都の役割や支援についても考えていくことが必要です。

(新たな担い手とつながりの創出)

- 地域では、福祉の向上のために、事業者をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の、様々な団体や人材が活動しています。そのほか、町会・自治会や商店会やボランティア団体など、地域を基盤とした活動を行う団体も多く存在しています。
- これらの既存の社会資源や担い手は、高齢化や社会状況の変化等に伴って、新たな担い手の加入が減少したり、担い手が高齢化して活動の継続が困難になるなどの課題を抱えている場合もあります。今後は、既存の社会資源を支え直すとともに、組織に属さない団塊の世代の高齢者や若年層、地域住民や企業、教育機関等の新たな担い手の可能性を拓くとともに、新たなつながりを創出し

ていくことが求められます。

- 地域住民が抱える地域生活課題は、様々な分野にまたがることから、活動やつながりの創出を図る際には、福祉分野にとどまらず、医療、教育、住まい、就労、雇用、まちづくりなどの様々な分野の関係機関との連携や、行政内部での連携を深化させていくことが必要です。

○ こうした新たなつながりと連携が生まれることで、家族や地域住民、地域社会との関係性が弱まってしまった人にも、つながりや係わりを取り戻したり、新たな関係性を育てていくための支援が届く可能性が拓けてきます。

（地域福祉の評価と「見える化」）

- 地域福祉支援計画や、区市町村の地域福祉計画のPDCAサイクルを循環させ、スパイラルアップを図っていくためには、計画に基づく取組の達成状況を把握し、評価することが重要です。
- 地域福祉の評価手法は必ずしも確立されておらず、定量的な評価指標のみで評価測定を行うことは困難であることから、都内の区市町村においても、地域福祉計画の評価に試行錯誤している状況が見られます。
- 今後は、定性的な指標や長期的な目標を組み合わせた指標や社会的価値を評価する指標等の新たな評価指標や評価の仕組みを開発し、地域住民等幅広い合意形成による政策形成や財源の配分につなげていくなど、地域福祉の「見える化」に更に取り組んでいくことが必要です。
- こうしたプロセスを重ねることで、地域共生社会の実現に向けて近づいていくことにつながります。

付録

東京都地域福祉支援計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	相田 義正	東京都民生児童委員連合会副会長	
2	浦田 愛	文京区社会福祉協議会地域福祉推進係主任	
3	川井 誉久	東京都社会福祉協議会地域福祉部長	
4	小林 良二	東京都立大学名誉教授	副委員長
5	新保 美香	明治学院大学教授	
6	関口 美智子	清瀬市健康福祉部地域包括ケア推進課長	
7	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	委員長
8	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院教授	
9	三輪 秀寿	日の出町子育て福祉課長	
10	室田 信一	首都大学東京准教授	
11	山根 由美子	練馬区福祉部管理課長	
12	横山 美江	武蔵野市民社会福祉協議会主任	

※五十音順、敬称略

東京都地域福祉支援計画策定委員会における策定経過

	開催日	議事内容
第1回	平成29年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○都における地域福祉施策の現状等について ○委員発表 ○検討の進め方について
第2回	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域福祉支援計画の構成（素案）について ○事例発表
第3回	平成29年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域福祉支援計画の構成案等について ○事例発表
第4回	平成29年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域福祉支援計画の素案について
第5回	平成30年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域福祉支援計画の素案について ○パブリックコメントの実施について
第6回	平成30年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施結果について ○地域福祉支援計画の公表について



東京都地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

平成29年5月31日

29福保総企画第164号

(目的)

第1条 東京都における地域福祉を推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する東京都地域福祉支援計画の内容に関する検討を行うことを目的として、東京都地域福祉支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 区市町村による地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- (6) その他東京都の地域福祉の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次の内から、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 地域福祉に関する学識を有する者
- (2) 地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員
- (3) 区市町村職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3条に定めるもののほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事)

第8条 策定委員会における検討の補助を行うため、福祉保健局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、策定委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第9条 委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健局総務部及び生活福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限りで、その効力を失う。

健 健 発 0331 第 1 号
雇 児 総 発 0331 第 4 号
社 援 地 発 0331 第 1 号
障 企 発 0331 第 1 号
老 振 発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市
衛生主管部 (局) 長
民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局振興課長

(公 印 省 略)

地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい

と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・地域包括支援センターが障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

雇児総発 0331 第 5 号
社援保発 0331 第 9 号
障企発 0331 第 2 号
障障発 0331 第 2 号
老推発 0331 第 1 号
老高発 0331 第 1 号
老振発 0331 第 2 号
老老発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが

重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があります、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うこととなります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。